

## 日本への入国・帰国に際する出国前検査の検体追加

日本への帰国・入国に際する、出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」及び「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」のみが有効な検体として認められていましたが、令和4年3月9日午前0時(日本時間)日本到着以降は、「鼻腔ぬぐい液」についても有効な検体に追加されることになりました。

詳細につきましては、以下のウェブサイトをご確認ください。なお、以下のウェブサイトには、①検査証明フォーマット、②各種Q&A等が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)